

**「令和6年度鳥取県における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練支援業務」への
質問に対する回答**

質問事項	回答
<p>仕様書内「(2) 住民避難訓練の実施」における「施設利用者、施設管理者及び従業員等を対象に下記項目を実施する。」という記述について、避難行動の研修及び避難訓練の実施を事前に一般へ告知のうえ、当該訓練等への参加を希望する施設利用者に参加いただくという認識で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>最終的には、訓練を実施する施設と協議したうえで、決定することになりますが、例えば、閉館時間内で訓練を実施する場合は、質問書に記載のとおり事前に周知の上、訓練を実施することが想定されます。</p> <p>ただ、従業員の避難誘導の習熟を目的に、閉館時間内で訓練を実施する場合は、一般への訓練案内は周知せず、関係者のみで訓練を実施することも想定されますので、必ずしも事前の告知をするとは限りません。</p>
<p>仕様書内「(2) 住民避難訓練の実施」における「施設利用者、施設管理者及び従業員等を対象に下記項目を実施する。」という記述について、参加を希望する施設利用者を対象とする場合、事前申込制での実施でしょうか？また、事前申込制の場合の申込管理等は受注者の業務でしょうか？</p>	<p>施設利用者における訓練参加について、事前申込制とするかどうか、また、事前申込制となった場合における申込管理業務の受注者への委託については、実施施設との協議の上、決定させていただくこととなります。</p>
<p>仕様書内「(2) 住民避難訓練の実施」における「施設利用者、施設管理者及び従業員等を対象に下記項目を実施する。」という記述について、施設管理者及び従業員等の参加はおおよそどの程度の人数を見込まれているか、ご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>施設の規模にもよりますが、参加者数は1施設当たり、概ね40人～50人程度を見込んでいます。</p>